

## 下水道施設の寄附に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市以外の者が設置した下水道施設の寄附について、必要な事項を定めるものとする

### (申し込み)

第2条 下水道施設を寄附しようとする者（以下「申込者」という。）は、前橋市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に申し込みをしなければならない。

2 前項の申し込みは、下水道施設寄附申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）によるものとし、必要な書類を添付しなければならない。

### (受け入れ)

第3条 管理者は、前条の申込書を受理したときは、次の各号に掲げる内容を確認し、相当と認める場合は、必要な条件を付し寄附の受け入れをすることができる。

(1) 寄附しようとする下水道施設（以下「寄附物件」という。）は、前橋市（以下「市」という。）の公共下水道計画に基づいて設置されていること。

(2) 寄附物件は、前橋市水道局下水道工事標準仕様書に基づいた構造であること。

(3) 寄附物件は、市の検査に合格していること。

2 管理者は、前項による寄附の受け入れをしたときは、申込者へ下水道施設寄附受入書を交付する。

### (寄附物件の維持管理)

第4条 前条第1項により受け入れた寄附物件は、市が維持管理を行うものとする。

### (費用の負担)

第5条 申し込みに要する費用は、申込者の負担とする。

### (補則)

第6条 この基準の定めない事項については、そのつど管理者が定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

様式第1号

年 月 日

下水道施設寄附申込書

(あて先) 前橋市公営企業管理者

住所  
申込者 氏名  
電話  
印

次のとおり下水道施設を寄附したいので申し込みます。

寄附しようとする物件	場 所	前橋市
	施設概要	別紙施設調書のとおり
物件の評価額	金	円
添付書類	位置図、施設平面・縦断図、施設構造図、施設調書、その他( )	